

(別表 1)

事業継続力強化支援計画 ※変更(加筆)箇所については下線を付しております。

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

神崎市は、佐賀県の東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町及び三養基郡みやき町、北は脊振山地を隔てて福岡市、南は九州の大河、筑後川を挟んで福岡県久留米市、西は県都の佐賀市と隣接している。

地形は、城原川、田手川及び嘉瀬川の源流部をなす脊振山を最高峰とする北部の山間地域と、同河川が潤す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別され、縦に細長い形を成している。

当市で発生する災害の多くは、大雨による山間部急傾斜地の崩壊、低地の浸水や河川の氾濫などの水害が最も多く、その他暴風雨被害、干害、雷害、雪害などがある。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、神埼地区は、当会が立地する神崎市神埼町南部は、J R 神埼駅や旧長崎街道沿いの商店街が形成されていたエリアでもあることから、当市において最も大きな商業集積区域である。

神埼町南部では特に城原川東部において 3～5m 未満の浸水が予想されており、神埼町北部では城原川西部において一部 5m を超える予想箇所も存在する。

また、脊振地区では 0.5～3m 未満、一部中心部において 3～5m 未満の浸水が予想されている。

最も浸水範囲が大きいと予想されている千代田地区では、主に佐賀市と久留米市を結ぶ国道 264 号線(通称：江見線)沿いに、西から大型ショッピングセンター「アニー」をはじめ、割烹料理店や小売店などの商業施設や、久留米や大川市の企業を取引先に持つ製造業等が点在しており、田手川以西では神埼町同様に全域で 0.5m～3m、田手川以东に関しては全域で 3.0m～5.0m の大規模浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、長崎自動車道以北から山間の脊振町エリアまでの城原川沿いにおいて河川の浸食や土石流の警戒区域ならびに土砂災害警戒区域が集中している。

同エリアには旧脊振村時代からの小規模な商業集積のほか、建設業が多く存在する。

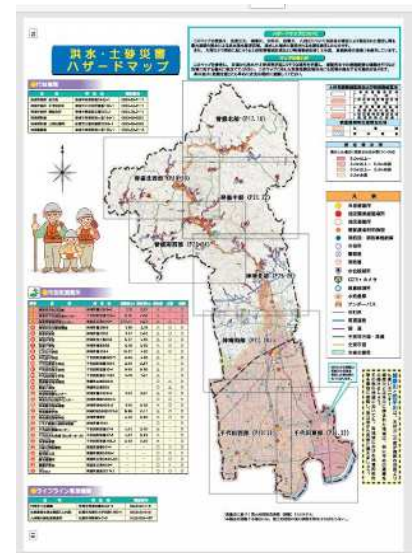
(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上となる可能性については、佐賀平野北縁断層帯により、J R 神埼駅を境に以北で脊振地区が 3% 未満、神埼駅から長崎自動車道までのエリアで 3～6%、神埼駅以南で 6～26% と、南部に行くほど軟弱地盤という理由もあり、震度が大きくなる傾向が見られる。

(その他)

城原川、田手川ともに、しばしば排水不良に起因した氾濫が発生する状況にあり、これは山地から平地に対し川底の傾斜が急変するところや川幅が狭くなっているところ、あるいは屈曲が多い場所が多いことに起因するとともに、有明海の潮位の関係上、常時開放して排水することが不可能であることにより、平坦部においても各河川やクリークの氾濫によって、令和元年、令和 3 年には大きな被害が発生。

保険証券の水没や、契約条件や契約会社を把握していないといった、非日常業務ゆえの対応の遅れ



神崎市水害ハザードマップ



令和 6 年 3 月に改訂

が生じ、結果、保険適用の可否や災害補助金の要件合致に時間を要するといった復旧長期化を招いたケースもあった。

近年は事前のクリークの水位調整によって被害が大きく低減している一方で、筑後川への複数の流入箇所においてポンプの設置・未設置箇所が混在していることによって浸水被害の影響に差が出ており、既設ポンプの機能強化と併せて未設置箇所への新規設置に関しても、市から国・県に要望されているところである。

（感染症）

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的な流行（パンデミック）を繰り返している。

近年では新型コロナウイルス感染症に代表されるように、長期にわたり市民の日常活動を制限するとともに、従業員の感染不安も懸念され、BtoB、BtoC のいずれの事業者の事業活動においても著しい影響を及ぼすことが明らかとなっている。

さらには、新たなライフスタイルが定着することによる新たな事業展開の必要性など、事業者にとっては災害と同等に大きな脅威となり得る。

（サイバー攻撃）

国内外に複数の工場や営業所を有する比較的大規模な事業所はV P N（Virtual Private Network）やクラウド式サーバーへの移行により、情報管理やセキュリティに関しても高い安全性を担保されているが、小規模事業者においては、会計ソフトのクラウド化など、使用するソフトやシステム会社に依存しており、局所的かつ受動的なセキュリティ対策に留まっているケースが大半である。

さらには、依然として紙媒体や電話・FAXといったアナログによる顧客情報の管理や受発注体制も見られ、不慣れなメールの誤送信やマルウェア・ランサムウェアへの防御意識も乏しく、特に自動車関連の下請け・孫請けや関連業務で生計を立てる事業者も多い当地区では、重要な取引情報などが一気に漏洩するリスクを孕んでいる。

（２）商工業者の状況（令和7年4月1日時点）

・商工業者数 1,130 事業者 / 小規模事業者数 1,018 事業者

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況）
商工業者	建設業	287	281	脊振・千代田地区をはじめ市内に広く分散
	製造業	142	113	北部（川久保線）・南部（江見線）地区に多い
	卸売業	48	43	市内に広く点在。
	小売業	217	194	神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。
	飲食・宿泊業	99	92	神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。
	サービス業	266	244	神埼町や幹線道路沿い、人口密集地に多い。
	運送・不動産等	71	51	市内に広く点在。

（３）これまでの取り組み（当市・当会および事業継続力強化支援計画の実施状況）

１）当市の取り組み

- ・神崎市国土強靱化地域計画（令和2年3月に策定・令和6年3月に変更）
- ・神崎市地域防災計画の策定（最新版：令和6年12月）
- ・市役所、各区長合同による情報伝達訓練および職員招集訓練の実施（毎年5月）
- ・防災備品の備蓄（中央公民館・脊振交流センター・千代田保健センター・中山間地防災備蓄倉庫・神埼市中央交流センター・中央公園体育館）
- ・最新版ハザードマップ（概ね5年ごと見直し・令和8年予定）全戸配布と転入者への窓口配布
- ・地域防災リーダー育成のための研修会および各地区での出前講座の開催

２）当会の取り組みおよび実施状況（第1期計画期間中実績）※令和7年7月末時点

- ・佐賀県中小企業団体中央会主催のBCP策定セミナーへの参加推進
- ・個別事業者に対するBCPの必要性に関する周知啓蒙
- ・事業継続力強化計画に係る国県施策等の情報発信（随時：会員向け一斉郵送および当会HP）
- ・事業継続力強化計画認定申請に係る個別支援（14社）

- ・佐賀県中小企業事業継続力強化支援事業費補助金の申請支援（４社）
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水災補償等の加入促進

Ⅱ．本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

第１期計画にて発災時または災害発生前の事前対策の周知啓発について一定の体系化を図り、災害発生時の迅速な情報収集や神崎市、商工会連合会、関係機関との連携に関しても明文化できたものの、前項のとおり事業継続力強化計画の策定に至った事業者は１４社と、決して十分な成果とは言えない。

特に、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことで、管内事業者の経営状況もコロナ禍以前の水準に回復すると思われたが、原油・原材料価格の高騰、相次ぐ最低賃金の大幅見直しによる収益圧迫、深刻な人手不足、コロナ対策資金の元金返済開始、さらには２０２４問題など、小規模事業者の自助努力をはるかに上回る経営課題が山積していることによって、「万が一」の災害や感染症・サイバー攻撃に対する対策は優先順位が大きく後退しており、頻発する災害に対しても場当たりの対応にとどまらざるを得なかった実態がある。

感染症においても同様で、日常生活の激変に対して、給付金や支援金によって事業活動を維持する、いわゆる「対症療法」によって乗り越えはしたものの、事前対策に対する意識は皆無であった。

また、電子帳簿保存法といったバックオフィス業務のみならず、近年は取引先とのやり取りやネット通販の受発注対応等、メールやオンライン上でのやり取りが一般化していく中で、情報セキュリティに対する危機管理意識の遅れは、取引先からの信頼失墜や多額な賠償・復旧費用が発生しかねない。

このように、第１期の５年間を終えて振り返ると、年々大規模化する自然災害に加え、経験した事の無い感染症や、ブラックボックスの中で引き起こされるサイバー攻撃の頻発といった内部・外部環境の変化にもかかわらず、保険や共済といったリスクヘッジに対する予防的費用の負担も厳しく、事業継続に向けたＢＣＰの普及が進みづらい要因となっており、職員の支援ノウハウの蓄積と事業者の意識醸成が第２期計画に向けた課題となっている。

【対策】

①事業者の事業継続力強化への取組み状況や認知度の把握

管内小規模事業者が、災害に関わらず「事業が停止する事態が発生」した際に、どのような対策を考えているかの実態把握と、ＢＣＰそのものの理解がどの程度、進んでいるかについて、日々の経営支援業務の中で個別のヒアリングを行う。

②事業者のレベルごとの周知・啓発や策定支援方法の検討

業種や業態、従業員規模や地域によって異なる事業継続力強化の手段や対策についてグルーピングし、単に既存のフォーマットに必要な事項を埋め込む作業に留まらぬよう、自身の事業実態に即した危機意識を醸成することで、当事者意識とＢＣＰを身近でかつ事業継続に必要な不可欠なものとしての認識を促す。

Ⅲ．目標

第１期計画から引き続き以下の目標を設定する。

- ・管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援やセミナー、情報発信を通して、事前対策と発生時の早期対応の重要性および災害発生時の経営リスクに対する認識を深める。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築し、早期の実態把握と復旧支援に向けた連携体制を整備する。
- ・発災後速やかな復興支援策を実施できるよう、組織内における体制、当会被災時の代替支援体制の整備、商工会連合会をはじめ関係機関等との連携体制を平時から構築する。

また、新たに新型コロナウイルス感染症およびサイバー攻撃に関しては以下の目標を追加する。

- ・国内または県内において未知のウィルスによる感染症が発生した際の具体的な対策が無く、「国内感染者発生期」「社内感染者発生時」とステージごとの対策が行えるように、事業継続力強化計画においても感染症に関する対策を必ず盛り込んでいくとともに、サイバーセキュリティに関しても、情報管理の手段を通常業務の中に定着させる取り組みを記載することで周知・意識の喚起に繋げる。

■具体的には以下の定量目標を掲げて取り組んで行くこととする。

- ①年 8 者（発達計画の事業計画策定目標件数の 2 割）に対する事業者 B C P の策定支援を行う。
- ②大企業との取引も多い製造業・運送業の小規模事業者における B C P 策定率 30%を目指す。
- ③神崎市の特産品である神埼そうめん製造事業者の策定率 100%を目指す。
- ④管内 40 者に対して損害保険加入推進を行う。
- ⑤上記数値目標達成のため、年 2 回のセミナー・説明会開催を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間

（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

神崎市商工会（以下・当会）と神崎市（以下・当市）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ※【 】内はガイドライン P1 における主たる項目区分

〈１．市内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握〉

- ・当会では各種支援施策情報等を毎年 5～6 回、約 600 名の会員へ一斉郵送しており、同周知の際にアンケート用紙を配布し、B C P に対する理解の程度や取り組み状況を調査する。
- ・補助金相談が非常に多い地区でもあり、毎年 70～80 者に対して事業計画の策定支援を行っているため、こうした事業意欲の高い事業者へ個別にヒアリングを実施する（非会員の小規模事業者との接点としても補助金申請支援は有効と考える）。
- ・税務相談所、労働保険事務組合、商工会青年部・女性部、経営者懇談会など、のべ 400 者近い事業者との定期的な接点があるため、前項同様に接触時に実態把握に努める。

〈２．小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容〉

本計画で想定する大規模災害（水災・土砂災害）および新型ウィルス感染症において、発災及び発現時に事業の停滞を回避すべく、管内小規模事業者の事前対策と意識の醸成および当会の支援体制の充実を図る。

１）管内小規模事業者に対する災害・感染症・サイバー攻撃リスクの周知

【①注意喚起・②情報提供・⑤知見の共有】

- ・全経営指導員がハザードマップを携行し、巡回指導の際に、事業所所在地にて想定される災害規模や、事業経営に与えるリスクを説明し、災害対策の理解を深める。
- ・年 3 回発行している「神崎市商工会報」や当会ホームページ、メーリングリストを通じて国、県の施策情報や B C P の必要性、事業継続力強化計画認定事業者の紹介等を行う。
- ・関係機関や損保会社等が開催する B C P 策定・啓発セミナーへの積極的な参加を推進し、災害対策における基礎知識習得を促す。
- ・保健所や県担当課を講師に招き、業種別ガイドラインの研修や、新型ウィルス感染症の脅威、日常の中で取り入れる感染防止策についての知識習得を図る。
- ・テレワーク等の多様な働き方と併せて、外部からのネットワーク接続や記録デバイスの管理方法等を含めた雇用管理について社会保険労務士によるセミナー等の開催による周知を行う。
- ・マルウェアやランサムウェア対策といった、情報管理上の留意点について県連合会が佐賀県警と共催する「サイバーセキュリティセミナー」等への参加を促す。

２）事業継続力強化計画の策定支援【③策定に関する指導及び助言】

- ・セミナーによる事業継続力強化計画の掘り起こしと併せて、令和元年・令和 3 年に被災された事業者などへの直接アプローチを行うことで、主体性かつ実効性の高い事業継続力計画策定支援を行う。

３）当会の事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に、令和 7 年 8 月に感染症の

記載を盛り込んで加筆・改訂版を作成。(別添)

- ・情報管理については、当会は佐賀県商工会連合会が構築したVPN上で情報共有・運営しているため、独自に策定するのではなく、連合会が県下統一ルールのもと明文化した「仕事の進め方～危機管理編～」に沿って運用する。

〈3. フォローアップ〉【④フォローアップ実施】

- ・小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、想定される災害規模が大きな地区の事業者については一層の周知強化を図る。
- ・年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。

〈4. 発災時から発災後の内部体制および管内小規模事業者への支援〉

1) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（特に当地区では水害を想定）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は当市が実施する住民や事業者向けの訓練等を活用。必要に応じて共同実施する。)

2) 発災後・感染症発生時の対策

発災時において最優先すべきことは人命救助及び被災者の災害救助であり、感染症においては社内感染者発生後の二次感染防止である。続いて事業経営の停止や遅延の回避・継続であることを当市、当会ともに十分に踏まえた上で、下記の流れにより地区内の事業者支援対策を実施する。

(1) 応急対応の実施可否の確認

- ・当会は、休業日であれば発災後1時間以内、就業日であれば午前7時30分までに職員10名の安否確認（混線による不通を回避するために電話・メールではなくSNSを活用し安否ならびに業務従事の可否、家屋や道路の被害状況を共有する）を行い、その状況および体制について当市へ報告する。
- ・感染症については保健所の指示および県連合会が策定するマニュアルに基づき、当会による対策を行う。

(2) 応急対応の方針決定

- ・当市は家屋被害や道路状況など、住民生活全般に係る大まかな被害状況を当会へ随時提供するとともに、事業資産等の被害に関して知り得た情報も共有する。
- ・当会は地区内事業者における事業資産等の大まかな被害状況を当市へ随時提供するとともに、家屋や道路といった生活基盤の被害状況に関して知り得た情報も共有する。
- ・当市において、被害状況や被害規模に応じて決定された応急対策に従い、当会においても必要な支援協力体制を取る。
- ・職員全員が被災または感染等により応急対応が出来ない場合の役割分担、代替支援体制を決定する。

〈被害規模の目安〉※連絡が取れない区域については大規模な被害が生じていると考える。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

（３）被害状況・感染者の県等への報告【⑥被害状況の把握及び地方公共団体への報告】

- ・当会は、管内事業者の被害状況に係る情報を佐賀県商工会連合会を通じて佐賀県産業労働部産業政策課に報告する。
- ・当会から佐賀県商工会連合会への報告様式および報告頻度は以下のとおりとし、当該情報は当市へ同じく報告する。
- ・ただし、県が報告方式を指定する場合には、当会または当市より、双方で共有した情報を県担当課へ報告する。
- ・感染症について感染者発覚後、速やかに保健所の指示に従い、神崎市担当課および佐賀県商工会連合会を通じて県担当課へ報告する。

〈報告様式〉※大規模災害の場合（その他様式は当会事業継続計画に掲載）

佐賀県商工会連合会 災害対策本部 様																	報告書 2	
会員等被害状況調査																		
0件										0件								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
0件										0件								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合事項（本部）								
被災組合事項（本部）										被災組合								

〈報告頻度〉

発災後～1 週間	1 日に 2 回（9 時・17 時）共有する。
1 週間～4 週間	1 日に 1 回（17 時）共有する。
1 カ月～2 カ月	毎週一回（月曜日 9 時）共有する。
2 カ月以降	必要に応じて共有する。

（４）発災時における指示命令系統・連絡体制〉

※別表 2 のとおり

（５）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・当会と当市は相談窓口の開設方法について協議、決定する。（当会においては、国・県の依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。当会及び当市は現在も未使用の会館または使用中の支所を有しており、代替窓口として優先的に検討する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や県、市町等）について、地区内小規模事業者等へ巡回等による被害実態調査と合わせて周知を行う。
- ・また、管内事業者への支援施策の新規創設について管内事業者の実態を踏まえ、議論、検討を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

（６）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・当会と当市による協議、また県連合会と県等関係機関で協議による復興・復旧支援の方針に従い、被災事業者に対し支援を行う。
- ・災害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合、または今般の新型コロナウイルス感染症のように一部職員の感染が当会全職員の出勤停止に波及する場合には、他の地域または県連合会からの応援派遣等を県や県連合会に相談・要請する。
- ・地域内企業の状況を踏まえ、他の地域の商工会・商工会議所と被災事業の代替が可能な企業のマッチングを行い、サプライチェーンの維持を図る。

〈５．知見の共有及び事業継続力の底上げ〉

- ・年 3 回発行している「神崎市商工会報」に管内事業者の事業継続力強化計画が奏功した事例を掲載する。

- ・年2回を予定しているBCP作成セミナー開催時に、作成事業者の意見や感想、実行状況の発表の場を設け、事業者間で実体験を共有する。

〈6. 関係団体等との連携〉【①注意喚起・②情報の提供】

- ・管内4金融機関に対し、当市のハザードマップやBCP啓発ポスターの店頭掲示ならびにBCP策定マニュアル等の設置を依頼し、管内小規模事業者に対する多方面からの周知協力を依頼する。
- ・関係機関、損保会社等が開催するBCPセミナー等への共催により、必要性の高い事業者のリストアップ先については順次、個別に参加を勧めて行く。

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

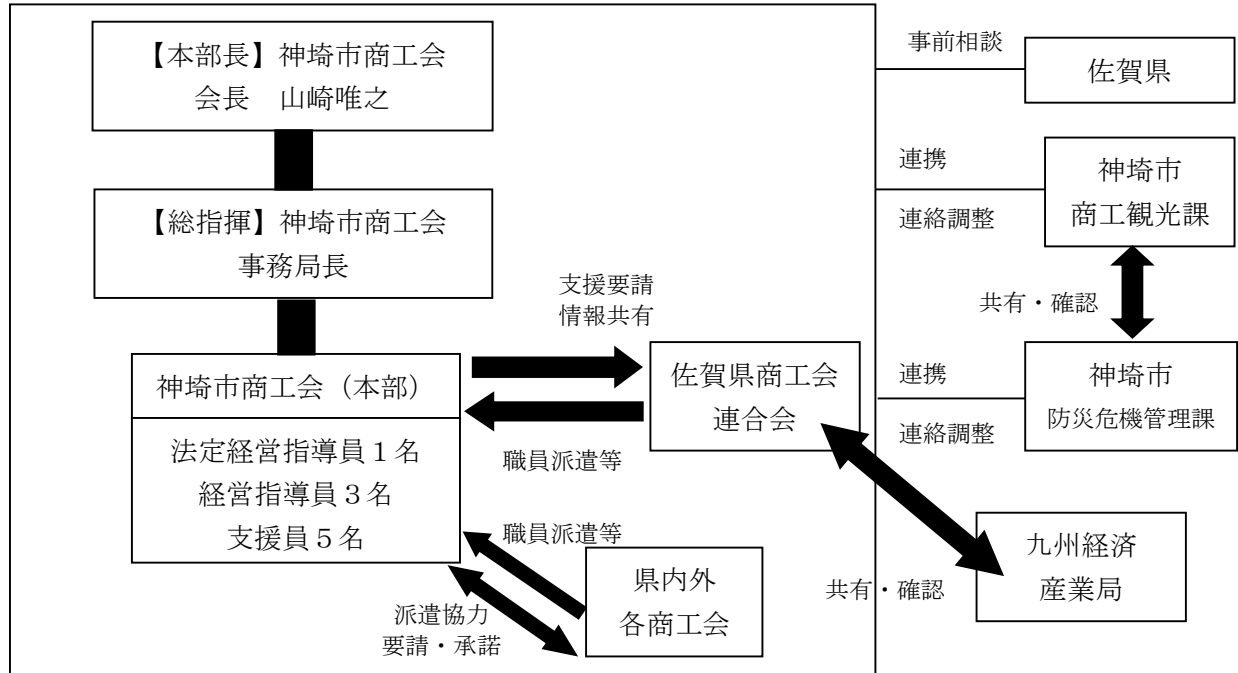
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

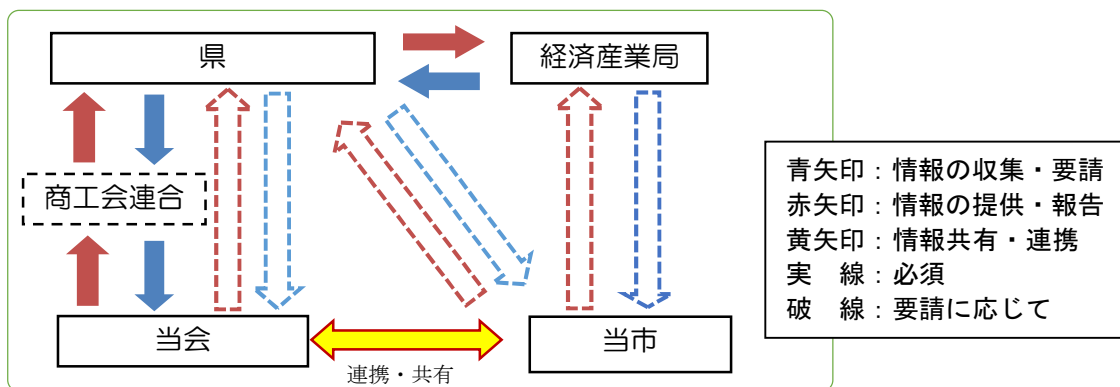
(2026 年 7 月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



①都道府県及び関係市町村との連携体制 ※別紙 1 より移動

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集、当市をはじめ関係機関への報告、指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での情報収集や支援業務の遂行手段・人員体制について決定する。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、前項の報告様式に基づき、あらかじめ共有しておく。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会または当市から県へ報告する。



③商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業に係る体制

- ・神埼市内を3地区（脊振・神埼・千代田）に分け、法定経営指導員1名と経営指導員3名の体制で巡回指導を行う。

特に脊振地区は土砂災害によるライフラインの寸断、千代田地区は浸水被害が最も大きなリスクとして想定されるため、事業者ごと・業種ごとに小規模事業者をグルーピングし、事業者BCPの策定支援からフォローアップまで一体的な支援体制を構築する。

- ・また、保険加入に関しては日頃からしっかりと連携体制が取れており、被害発生時の共済金の支払いも迅速に対応可能な県火災共済協同組合と支援員5名の巡回等による周知・加入推進を図る。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員3名、支援員5名に総指揮を執る事務局長の計10名体制にて、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。

具体的には毎月の運営会議において、目標数値に対する進捗確認を行う。

- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と神埼市の協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・経営指導員に関しては毎週月曜日の経営指導員会議の中で月一回を目安に、策定した事業者BCPに関して作成者から他の指導員に推進経緯や策定時の留意点を共有するなど、支援スキルの向上を図る。
- ・共済推進については制度改正時等に県火災共済担当者による研修会・勉強会を実施する。

（2）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■■■■■■■■■■ 神埼市神埼町神埼 413-3 神埼市商工会 経営支援課
TEL : 0952-52-7131

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取り組みの企画、実行
- ・本計画に基づく進捗の確認、フォローアップ、計画のブラッシュアップ（年1回）

（3）商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

神埼市商工会

〒842-0001 佐賀県神埼市神埼町神埼 413-3 TEL : 0952-52-7131 FAX : 0952-52-0492
Mail : kanzaki@sashoren.or.jp

②関係市町

神埼市役所 商工観光課

〒842-0107 佐賀県神埼市神埼町鶴 3542-1 TEL : 0952-37-0107 FAX : 0952-52-1120
Mail : syokou-kankou@city.kanzaki.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
必要な資金の額	270	170	270	170	270
BCP セミナー開催費	60	60	60	60	60
通信費	60	60	60	60	60
備蓄品購入費	150	50	150	50	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県・市補助金（セミナー開催・通信費） 事業収入・会費収入（備蓄品等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	